

南 ア フ リ カ

South Africa

澤 村 隆 秀* , 渡 辺 竜 介**

Takahide SAWAMURA , Ryusuke WATANABE

1 南アフリカにおける基準設定プロセス

(1) 基準設定主体

南アフリカの会計基準は、会計実務審議会 (The Accounting Practices Board, APB) によって承認される。APBは、規約書に基づいて、1973年に設立された法人であり、これまでに、22の会計基準 (Statements of Generally Accepted Accounting Practice, GAAPステートメント) を承認し、公表してきている。現在では、APBの構成団体は、以下の通りである。

- Banking Association Joint APB Committee
- Chamber of Mines of South Africa
- Die Afrikaanse Handelsinstituut
- Institute of Municipal Treasurers and Accountants
- Investment Analysts Society of Southern Africa

- Public Accountants' and Auditors' Board
- Southern African Accounting Association
- The Chartered Institute of Management Accountants
- The Johannesburg Stock Exchange
- The South African Chamber of Business
- The South African Institute of Chartered Accountants (SAICA)
- The Southern African Institute of Chartered Secretaries and Administrators

APBの委員は、構成団体によって任命される。南アフリカ勅許会計士協会 (The South African Institute of Chartered Accountants, SAICA) が5名を、ヨハネスブルグ証券取引所 (The Johannesburg Stock Exchange, JSE) が2名、その他すべての構成団体が1名をAPBに任命する。委員は、個人の能力ではなく、彼らが代表する構成団体の見地をAPBの会議に伝達するために任命される。

APBの議長は、いかなる構成団体も代表するものではなく、近年SAICAを退職した者になっている。また、SAICAの事務局がAPBの秘書として行動し、基準設定過程に対する資金のほとんどが、SAICAによって提供される。

* 中部大学経営情報学部助教授－会計

Associate Professor of College of Business
Administration and Information Science
Chubu University－Accounting

** 関東短期大学商経科専任講師－会計

Full-Time Lecturer of School of Commerce
and Economics
Kanto Junior College－Accounting

(2) 基準設定過程

1973年	会社法第61条細則第4 (The 4th Schedule to the Companies Act, No.61 of 1973) により規定
1985年4月	会計実務委員会 (Accounting Practices Committee, APC) は、討議資料第8号『現金収支情報』(Discussion Paper 8, Cash Flow Information, DP 8) を公表
1986年3月	会計実務委員会 (Accounting Practices Committee, APC) は、公開草案第63号『現金収支情報』(Exposure Draft 63, Cash Flow Information, ED63) を公表
1988年7月	南アフリカ勅許会計士協会 (South African Institute of Chartered Accountants) は、会計基準第118号『現金収支情報』(Accounting Statement Standard 118, Cash Flow Information, AC118) を公表
1995年4月	会計実務委員会 (Accounting Practices Committee, APC) は、公開草案第101号『現金収支計算書』(Exposure Draft 101, Cash Flow Statements, ED101) を公表
1996年5月	南アフリカ勅許会計士協会 (South African Institute of Chartered Accountants) は、改訂会計基準第118号『現金収支計算書』(Revised Statement Accounting Standard 118, Cash Flow Statements, 改訂AC118) を公表

GAAPステートメントの公表に至る経緯は、まず、特定のトピックスに関する会計基準の必要性がSAICAの会計実務委員会 (Accounting Practices Committee, APC) によって認識されることから始まる。APCの委員は、その職務に対し最適であるという観点から、SAICAの評議会によって任命され、3年の任期に就く。委員は、それぞれの事務所や企業の立場を代表するのではなく、彼ら自身を表明する。1994年3月31日の段階で、議長を含め13名の委員からなり、監査人が4名、財務諸表の提供者が3名、利用者が2名、大学人が1名、IASCの南アフリカ代表が2名となっている。

基本的な基準設定過程は、次の通りである。まず、公開草案 (Exposure Draft, ED) がコメントを求めて公表される。受け取られたコメントは、それに照らして、提案されたステートメントを再検討するAPCの運営委員会によって分析される。改訂された報告書が承認を求めて、APCに提出される。一度、APCによって最終的に承認され、コメンテーターによって支持されるようであるならば、承認を求めてSAICAの評議会に提出され、さらにその後検討のため、APBに提出される。提案されたステートメントは検討のために、APBの公式会議に提出される。

ステートメントが承認されるためには、この会義で満場一致が達成されることを必要とする。GAAPステートメントは、APBにかわってSAICAによって発行される。

なお、SAICAの評議会は、1993年、会計基準がIASCの基準に基づかれるべきだというSAICAの事務局の提議を承認した。この提議はAPBによっても承認され、結果として、APCはすべてのGAAPステートメントがIASCの基準に一致するように、如何にして修正されるかという、調和化と改善プロジェクトに従事してきている。

2 資金収支情報の開示に関する規定の変遷

(1) 運転資本概念から現金収支概念への移行
南アフリカでは、年次財務諸表における現金収支情報の開示に関する基準の必要性は、APCが1985年4月に発行した討議資料第8号『現金収支情報』(Discussion Paper 8 'Cash Flow Information', DP 8) で認識されている。それまでは、資金収支情報の開示は、運転資本概念による「資金の源泉と運用に関する計算書」(Statement of Source and Application of Funds) が、1973年の会社法第61条細則第4 (The 4th Schedule to the Companies Act, No.61 of 1973) で規定されていた。

会社法の規定は、少なくとも以下を明らかにする、当該財務年度に受領し適用された資金の源泉と運用を示す計算書を、貸借対照表に付け

加えるか、または別に含められることとしている（par.44）。

図表 1

(1) 以下の項目から得られた資金

- (a) 純利益（税金、支払配当金、予定配当金、内部積立金および内部留保金控除前）
- (b) 特定の固定資産およびその他の非流動資産の売却
- (c) 借入金および社債発行収入
- (d) 株式発行収入
- (e) 貸付金についてなされた返済および前受金
- (f) 正味運転資本（流動資産から流動負債を差し引いたもの）の減少

(2) 以下の項目に運用された資金

- (a) すべての損失填補
- (b) 特定の固定資産およびその他の非流動資産の取得
- (c) すべての借入金および社債の償還
- (d) 租税債務
- (e) 支払配当金および予定配当金
- (f) 正味運転資本（流動資産から流動負債を差し引いたもの）の増加

DP 8 では、世界各国において、資金計算書の現金概念への移行の傾向が意識されたことと（par.02）、運転資本概念の問題点が指摘されている。運転資本がそれまで支持されてきた理由は、運転資本が日々の企業の営業を維持する資金の量を代表するものとしてみられてきたからである（par.07）。しかしながら、これに対して、運転資本概念に基づかれた資金計算書のもっとも重大な欠陥について、運転資本フローが現金収支とはかなり異なるであろうということが指摘されている。現金収支の不足および流動性の欠如、それらはしばしば財務的困難の始まりを示すが、それらは棚卸資産や借方項目領域における運転資本の成長という仮面の背後に隠される場合がある（par.09）。このことから、運転資本基準の資金は、企業の活動に融資するための十分な現金を生み出す継続的な能力に関して、インフレやその他の要因の逆の影響を開示し損うことから、誤解させる場合があることを指摘している。もう一つの問題点は、有用性に関するものである。

財務諸表利用者に有益であるためには、資金計算書は他の財務諸表が提供し得ない情報を伝達するものでなければならないとした上で、運転資本概念の資金計算書は、貸借対照表、損益計算書またはその注記で、通常、与えられる情報の再編成以上のものでないことが述べられている（par.10）。

また、現金収支計算書の利点としては、以下の4点があげられている（pars.15-19）。

- ・当該企業の流動性および財務弾力性の評価に有用な情報を提供する
- ・利用者に、彼らが現金収支に関する以前の予測を評価できるようにフィードバックを提供し、それゆえ将来現金収支に関するより正しい評価を行わせる
- ・純利益と正味現金収支の間の関係を識別し、利益の質に関する情報を提供する（すなわち、利益が現金に転換した程度）
- ・財務諸表における情報の比較可能性を改善する

ここでの現金概念は、要求払預金、手許現金および流動資産として保有される市場性ある有価証券ならびに投資のような現金同等物から当座借越およびその他の短期借入金を引いたもの

として定義されている。DP 8 で示された現金収支計算書は、図表 2 の通りである（但し、注記は除く。また、例示では連続する年度の比較表示となっている）。

図表 2

	注記	19×1
継続的営業から創出された現金 (運転資本増加に融資された額の正味額)	1	1,936
支払利息		(380)
支払税金	2	(482)
継続的営業から利用可能な現金		1,074
支払配当金	2	(384)
継続的な営業から留保された現金		690
その他の現金収支		
固定資産の売却収入		35
長期借入金の受取		635
投資利益		25
		695
長期借入金返済		(497)
廃止事業の費用		(112)
		(609)
		776
将来営業への投資		
固定資産の拡張		(459)
研究費支出		(277)
		(736)
現金の増加		40

DP 8 では、現金収支計算書に関して、まず営業から創出された現金への支払要求を階層的に示すことの望ましさ(par.23)、総額表示および比較額の表示の要求(par.24)、について規定している。その後、「営業から創出された現金」(pars.26-28)、「異常項目」(pars.29-30)、「その他の現金収支」(par.31-35)、「将来の営業へ投資された現金」(pars.36-37)、「子会社の取得と処分」(pars.38-39)、「連結財務諸表」(pars.40-42)、「持分法」(par.43)、および「現金の変動」(par.44)が続く。ここで提案された現金収支計算書は、既存の形式の資金の源泉と運用に関する計算書の代用物および改良であることが意図されているとしたうえで、会社法細則第 4

第44項に従うことの必要性がDP 8 において認識され、考慮されていると規定されている(par.45)。

(2) ED63とAC118

1986年 3 月、公開草案第63号「現金収支情報」(Exposure Draft 63, Proposed Statement of Generally Accepted Statement, 'Cash Flow Information') が公開され、1988年 7 月に会計基準第118号「現金収支情報」(AC118, Statement of Generally Accepted Accounting Practice, 'Cash Flow Information', AC118) が公表されている。

AC118の内容は、以下に示す通りである。また、推奨された現金収支情報計算書(Statement of Cash Flow Information, SCFI) の例示は、

図表3の通りである。AC118の規定は、1988年10月1日またはそれ以降に始まる全期間にわたる財務諸表に対する基準とみなされ(par.48)，

1973年の会社法に規定されている既存の形式の「資金の源泉と運用に関する計算書」に取って代わるものと位置づけられている(par.02)。

図表3

	注	19X1年 R'000	19X0年 R'000
営業活動から留保された現金：		690	707
営業からの正味現金収入	1	2360	2170
投資利益		225	116
運転資本増加に利用されたもの	2	(649)	(407)
営業活動からの正味現金収入		1936	1879
財務費用		(380)	(364)
支払税金	3	(482)	(352)
営業活動から得られた現金		1074	1163
支払配当金	4	(384)	(456)
投資活動に利用された現金：		(888)	(496)
営業を維持するための投資		(72)	(90)
固定資産の取替	5	(232)	(150)
固定資産の売却収入	6	160	60
営業の拡大のための投資		(816)	(406)
固定資産の追加取得	7	(219)	(98)
子会社の取得	8	(477)	(308)
拡大から生じる運転資本の増加（実践されている場合）		(120)	—
		(198)	211
財務活動に関する現金効果：			
長期借入金の減少	9	(110)	(40)
短期借入金の増加／（減少）	10	58	(171)
株主割当発行からの収入	11	250	—
生み出された／（利用された）現金		198	(211)
現金収支計算書への注記			
1. 営業からの正味現金収入：			
利息および課税前営業利益		2069	1793
調整項目：			
減価償却費		556	483
固定資産の処分に関する（利得）／損失		(40)	10
投資利益		(225)	(116)
		2360	2170
2. 運転資本増加に利用されたもの：			
棚卸資産項目		391	287
借方項目の増加		473	314
貸方項目の増加		(179)	(194)
		649	407

	19X1年 R'000	19X0年 R'000
3. 支払税金と損益計算書に開示された税金との調整：		
期首の未払額	284	93
損益計算書計上額	456	543
期末の未払額	(258)	(284)
現金支出額	<u>482</u>	<u>352</u>
4. 支払配当金と損益計算書に開示された配当金との調整：		
期首の未払額	184	190
損益計算書計上額	400	450
期末の未払額	(200)	(184)
現金支出額	<u>384</u>	<u>456</u>
5. 固定資産の取替：		
工場および機械	190	110
車両運搬具	30	28
事務用設備	12	12
	<u>232</u>	<u>150</u>
6. 固定資産売却収入：		
売却資産の帳簿価額	120	70
売却から生じる利得／(損失)	40	(10)
	<u>160</u>	<u>60</u>
7. 固定資産の追加取得：		
工場および機械	109	98
土地建物	110	—
	<u>219</u>	<u>98</u>
8. 子会社の取得：		
取得される資産の公正価値		
固定資産	330	200
運転資本の非現金部分	72	58
支配権／営業権の原価	55	50
現金	20	—
	<u>477</u>	<u>308</u>
9. 長期借入金の減少の構成要素：		
借入金の増加	200	485
借入金の減少	(310)	(525)
	<u>(110)</u>	<u>(40)</u>
10. 短期借入金の増加／(減少)の構成要素：		
短期借入金の純増加	98	—
手元現金の増加	(40)	(171)
	<u>58</u>	<u>(171)</u>
11. 株主割当発行からの収入：		
1株につきXXでの普通株100,000株	260	—
発行費	(10)	—
	<u>250</u>	<u>—</u>

目 的

SCFIを提供する目的は、財務諸表利用者に、当該期間の総財務資源の源泉と利用に関する情報（営業活動、投資活動および財務活動によって生み出され、または利用された現金に関しては特に詳細に）を提供することである(par.03)。この目的の部分で、ED63では、営業活動、投資活動および財務活動といった活動区分には特に触れられていなかった。

定 義

現金は、手元現金、要求払預金およびマネーマーケット証券のような現金同等物である(par.04)。ED63では、現金の定義について、「定期性預金」が列挙されていた。また、ED63では「正味借入金」の定義がなされていたが、AC118ではこれに代わり、投資活動、財務活動および営業活動の定義がされている。

背 景

この現金収支に関する情報の必要性は、企業の流動性および運転資本管理に求められている。主要な流動性指標について、それらが営業からの現金と運転資本に投資された現金の変動を含むものとし、また、利用者に報告利益における現金要素についてよりよく判断することを可能にし、流動性に関してよりよく知らしめ得るとしている(par.08)。さらに、SCFIは企業の現金業績についてよりよい予測を形成することができ、それゆえ、現金収支に影響する要因のより明瞭な理解を形成するとされる(par.09)。ED63では、これに加えて、現金収支情報が財務弾力性(現金を最適化する能力および予期せぬ災難や好機に応じる能力とみなされている)を提供すること、インフレが企業の真の収益性に与えた影響のある程度の予測の可能性、費用配分に影響されないことによる比較可能性の改善等について規定されていたが、AC118では、これらについては規定されていない。

表 示

SCFIの形式および表示は、個々の企業の環境に依存するとしつつ(par.10)、その論理的階層を示している。これは、さきに示した図表3

の通りである。この階層的構造は、基本的には財務諸表の利用者に、当該期間の利益の現金要素について判断なさしめ、加えて、営業を維持しかつ拡大するために投資される現金の総額とこれが企業の資金調達にどのように影響したか(par.11)を示している。

営業からの現金

営業からの現金は、通常、SCFIの出発点となるが、これは長期的には十分な資本利益率、健全な資本的基盤の維持および拡張の可能性は営業からの健全な現金収支から生じると考えられているためである(par.16)。営業からの現金は、通常、当該期間の税引前利益を現金の変動を含まない項目で調整することによって計算される(par.17)。また、運転資本管理の重要性ゆえに、運転資本の非現金要素の増加による資金調達のために利用された現金の額または運転資本の減少から引き出された現金の額は、営業活動からの現金の一要素として、SCFI上に開示される(par.18)。さらに、投資からの収益は、営業活動により生み出された現金の一部を形成するが、その本質から別個に開示されている(par.19)。

この営業からの現金の規定に関して、ED63では、「一般売上税」に関する規定があった。それは、顧客からの現金に含まれる一般売上税とそれが納付されるまでのタイム・ラグが存在し、これを融通することによる短期的な便益があるということを前提にすることから、顧客からの一般売上税を営業からの現金に含めること、および当該年度に納付された金額をそれからの控除額として開示することの適切さを指摘したものであった。

財務費用、課税、および所有主への配当の現金効果

財務費用、税金および所有主への配当の現金効果に関して、通常、資金提供者、政府および所有主への支払いは、営業活動からの現金からなされる。それゆえ、これらは営業活動からの現金とは別個に開示される(par.21)。

投資活動

投資活動について、まず、投資活動は、現金の定義に含まれない前払金を含む、固定資産および投資の取得および処分に関する活動であると定義される(par.05)。SCFIは、一期間に当該企業へのすべての現金の流入を描写すべきであると、それゆえ、固定資産またはその他の投資を増加または減少させる現金の流れは、別個に開示することを要求している(par.22)。さらに、SCFIは、現金収支と現金収支同等物の開示を要求している。たとえば、企業が他の企業の持分を獲得するために株式を発行した場合、公正な表示はその株式の発行が財務活動のもとで開示され、他企業の持分の獲得を投資活動として開示すべきこととしている(par.23)。投資活動の現金収支の開示について、固定資産の支出を、営業能力を維持する支出部分または拡大に支出する部分と区別することが実行可能な場合、これをSCFI上で為すことを要求している(par.27)。この営業の拡大のための支出は、既存の営業の内的拡大または他企業への投資の取得による拡大に関連する場合もある。内的拡大は、主要な新製品の研究開発、製造能力の拡大およびそのような能力増大にだけ関連する運転資本の増加に支出された現金からなる(par.26)。また、固定資産の取り替えが一貫した基準で実行されるという事実を経営者がそれがより意味があると考えた場合、営業活動からの現金のもとに、固定資産の取り替えの結果として生じる現金収支を含めることは適当としている(par.28)。

ED63では、現金収支の開示について、形式よりも実質的な内容から解釈されなければならないとして、AC118での株式の発行による他企業の持分の獲得のほかに、リース契約による事例を取り上げてその処理の考え方を説明している。

異常項目

営業からの現金は、異常項目に関連するすべての現金収支を除外する(par.29)。

財務活動

財務活動については、まず、報告主体の借入

および資本資金の規模と構成要素の変動をもたらす活動であると定義されている(par.06)。財務活動の現金効果は、営業活動の現金効果と投資活動の現金効果と合計して一致する。財務活動は、新規借入金の調達、既存の借入金の返済および資本の調達と買い戻しを含む(par.33)が、これらは「相殺」を通じた情報のロスをさけるために総額で開示されなければならない。総額での開示が不適当または実行不可能な場合、純額が利用される場合もあることが述べられている(par.34)。また、所有主との資本取引は、本質的に企業が行った他の財務取引とは異なることから、別個に開示することが規定されている。所有主との取引は、新株式の発行からの現金受取、借入金の調達または返済、場合によっては、資本の買い戻しからなるとされる(par.35)。

ED63では、「正味借入金の変動」という項目で財務活動に関する現金収支を示すことが意図されていたが、そこでは項目名からも明らかのように、所有主との取引に関する部分が欠落していた。例示でも新株の発行による現金受取といった項目は表示されておらず、その点でED63には不備があったと言える。

連結財務諸表

連結SCFIは、企業集団の現金収支に関する情報を開示するために作成され、結果として、集団内取引が集団内部における現金収支を含む場合、連結SCFIを作成するにあたって、それらは除外される(par.31)。それは、所有主持分ではなく現金収支を開示することが意図されることから、子会社の営業上の成果における外部所有主持分は控除されず、また、営業からの現金の金額は集団の営業から生じるので、その金額をさまざまな種類の所有主の間で配分することは適当でないことが指摘されている(par.38)。さらに、外部所有主持分のある種の変動は、SCFI上で示される場合があることも指摘している。これらについて、外部所有主と集団の間の、たとえば子会社の資本金の増加のような、現金収支を含む例があげられている(par.38)。

子会社の取得および処分

企業が子会社に投するとき、持株会社自体のSCFIにおいて、これは株式への投資として示され、連結SCFIにおいては、投資の原価は単一科目として示され、計算書の注記で、現金、運転資本およびそれ以外の資産と負債とに分けて、取得された資産と負債の詳細が提供されることを規定している(par.39)。また、子会社への投資の処分は、その他の非流動資産の処分と同じように処理され、注記で、通常、処分される基礎を成している資産と負債に関する情報が開示されることを要求している(par.40)。

上記の規定以外については、SCFIの有用性を高めるために、比較額を含むことが要求されている(par.13, 47)。個々の計算書に開示される細目の金額については、企業の業務の性質と含まれる項目の重要性によるものとして、過度な細目は含めず、一定の主要な金額の開示を要求している(par.14)。

(3) AC118のSCFIの特徴

AC118に示されるSCFIは、単に現金収支だけでなく、むしろ総財務資源の変動を示す計算書である。表示形式については、営業活動、投資活動および財務活動の3区分を示す活動別表示を採用しているが、これは最終的に現金の総変動額を示すものではない。すなわち、次の等式に示すような形式がとられている。

$$\begin{aligned} & \text{営業活動からの現金} + \text{投資活動からの現金} \\ & = \text{財務活動からの現金} \end{aligned}$$

この中で、現金の変動額は、財務活動からの現金の一要素として位置づけられている。また、「営業活動からの現金」は損益からの調整によって算出される間接法に基づいている(但し、間接法という用語は用いられていない)。調整過程において、損益から現金に影響しない費用収益までを注記で示し、この金額が「営業からの現金」として、SCFI本体の出発点として示される。これは、営業活動からの運転資本の増減を示すものである。このあとに、投資利益、運転資本の増減(詳細は注記表示)、財務費用、支払税金、および支払配当金が階層的に加減さ

れ、営業活動からの留保された現金額を構成している。このような項目が、営業活動に包含されている点および固定資産の取り替えの処理に関する規定から、営業活動の範囲には経常的な属性が強調されていると考えられる。

3 改訂IAS7への準拠

AC118は、1993年に国際会計基準(International Accounting Standards, IAS)への準拠が承認されたことから、改訂作業に入った。この結果、1995年4月には、公開草案第101号「現金収支計算書」(Exposure Draft 101 'Cash Flow Statements', ED101)が、1992年10月に公表された改訂IAS7にしたがって公開され、最終的に、改訂会計基準第118号「現金収支計算書」(Revised AC118, Statement of Generally Accepted Accounting Practice, 'Cash Flow Statements', 改訂AC118)が1996年5月に公表されている。

(1) ED101と改訂IAS7

ED101と改訂IAS7は、ほぼ同様の内容であるが、パラグラフの配列のような形式的な点以外で、いくつかの相違点がある。それらを列挙してみる。

- ① 「営業活動からの現金収支の報告」では、以下の2つのパラグラフが加えられている。

「直接法が用いられる場合、損益計算書上に報告される税引前純損益と営業により獲得された現金との調整が、現金収支計算書上に注記として与えられなければならない。」(par.22)

「この調整は、棚卸資産、営業活動に関する借方項目および貸方項目の増減、ならびに現金収支と利益の間のその他の差異を別個に開示しなければならない。」(par.23)

- ② 「投資および財務活動による現金収支の報告」においても、パラグラフが追加されている。

「そうすることが実用的である場合、固定資産を取得するための支出は、固定資産の取り替えに関するものと固定資産の追加に関するもので、区別されるべきである。」

(par.25)

(2) 改訂AC118と改訂IAS 7

改訂AC118と改訂IAS 7 もまた、ほぼ同様の内容である。しかしながら、相違点はEDI01と改訂IAS 7 の場合よりも多い。これは、改訂IAS 7 を、少しでも自国に適した内容にしたかったのではないと思われる。改訂AC118を改訂IAS 7 の規定の内容と比較してみると、追加では、具体的な事例を加えているケースが多く、削除でも、具体的な事例を減らしているケースがみられた。ただし、これは1箇所だけであり、改訂IAS 7 の例示を括弧書きにしたものである。それ以外は、表現上の変更のみである。

見出しの異なるところは、1箇所であり、改訂IAS 7 では「その他の開示」としているのを、改訂AC118では「企業集団により利用できない重要な現金および現金同等物」としている点である。これは、連結集団における特定事項の開示を特に強調したものである。

内容における最大の相違点は、税引前当期純利益と営業活動から得られた現金との調整を、この情報が現金収支計算書の本文で示されていない場合であっても、注記で示すことを要求している点である。付録の事例は、自国の通貨であるランド建てに変更されており、この形式になって、変更されている。一部の項目について、活動別の分類方法が異なっている。また、期中の取引例も加えられている。

パラグラフの配列のような形式的な点以外で、特に内容の追加をしている点がいくつかみられる。それらのうち、主なものを列挙してみる。

- ① 「定義」の「現金および現金同等物」では、当座借越の分類について以下のパラグラフが加えられている。

「当座借越を財務活動あるいは現金同等物として分類することは、当座借越が管理される方法に依存する。企業の全借入れの進行中の要素として管理される場合、一般的に、財務活動として分類されるだろう。」

(par.10)

- ② 「営業活動からの現金収支の報告」では、

以下の2つのパラグラフが加えられている。

「損益計算書で報告される税引前当期純利益と営業活動から得られた現金との調整は、もしこの情報が現金収支計算書の本文で提供されなくても、財務諸表の注記として示されるべきである。」(par.23)

「この調整は、棚卸資産、営業活動に関連する受取手形および支払手形の増減、および現金収支と利益との間のその他の差異を別個に分けて開示すべきである。」(par.24)

- ③ 「純額による現金収支の報告」では、現金収支の例が追加されている。

「(d)付加価値税に伴う現金収入および現金支出」(par.27)

- ④ 最後に、「発行日」の次に以下の2つが加えられている。

国際基準との比較

「本基準は、改訂国際会計基準第7号（改訂IAS 7）に基づいている。改訂IAS 7 と本基準との原則上の主な相違は、この基準が税引前当期純利益と営業活動から得られた現金との調整を、この情報が現金収支計算書の本文で提供されない場合でも、財務諸表に対する注記として示されるべきであることを要求している点である。改訂IAS 7 は、そのような調整を提供するように要求していない。」(par.59)

取って代わる基準

「本基準は、1988年7月に発行されたGAAPステートメントAC118現金収支情報に取って代わるものである。」(par.60)

参考文献

- Companies Act No.61 of 1973, Status of the Republic of South Africa, edited by The Hon. Mr. Justice V.G. Hiemstra (Editorial Board), 1973. (and 1991 revised)
- Accounting Practices Committee, Cash Flow Information, Discussion Paper 8, APC, 1985.
- Accounting Practices Committee, Cash Flow Information, Proposed Statement of Generally Accepted Accounting

Practice Exposure Draft 63, APC, 1986.

——, Cash Flow Statements, Proposed Statement of Generally Accepted Accounting Practice Exposure Draft 101, APC, 1995.

The South African Institute of Chartered Accountants, Cash Flow Information, Statement of Generally Accepted Accounting Practice AC118, SAICA, 1988.

——, Cash Flow Information, Statement of Generally Accepted Accounting Practice Revised AC118, SAICA, 1996.

——, *The Accounting Standard Setting Process in South Africa*, SAICA.

Everingham, G. K. and Hopkins, B. D., *Generally Accepted Accounting Practice : A South African Viewpoint*, Juta & Co., Cape Town, 1996.

Everingham, G.K. and Kana, S., *Corporate Reporting*, 5th ed., Juta & Co., Cape Town, 1996,